

22 吉井地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区	
		低層住宅A地区	低層住宅B地区
(1)	建築物の用途の制限	一戸建ての住宅、兼用住宅(令第130条の3に規定するものをいう。以下同じ。)、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)、集会所、法別表第2(い)項第9号に規定する公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの	住宅(長屋を含む。)、共同住宅、兼用住宅、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)及びこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	135平方メートル。ただし、法別表第2(い)項第9号に規定する公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。	135平方メートル。(長屋及び共同住宅については、140平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり70平方メートル以上とする。)
(5)	壁面の位置の制限	1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 集会所及び公益上必要な建築物 イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、	1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル

		<p>当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>ウ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>エ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの</p>	<p>以上であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>ウ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が7.5平方メートル以内であるもの</p>
(6)	建築物の高さの最高限度	軒の高さは地盤面から7メートル(地階を除く階数は2以下とする。)	
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの